

ウィズコロナ時代における大阪大学の活動基準の目安（第2版）

※赤字が今回の修正箇所を示す

R4.1.1~R4.1.31の行動基準レベル

■ 室定員の制限

授業・ゼミ等	収容定員の2/3以下
会議	収容定員の2/3以下
イベント	行政による規制等を考慮

			レベル					備考	
			0	1	2	3	4		5
授業	講義	対面式	・特に制限なし	・対面授業主体 ・別に示す室定員の制限を遵守	・学部専門科目（3年次以上）及び大学院の科目は可 ・上記以外は申請による許可 ・別に示す室定員の制限がある場合はその制限を遵守	・申請による許可 ・別に示す室定員の制限がある場合はその制限を遵守	・停止	・停止	※実施する場合は、要配慮者への対応を前提とする
		メディア	・特に制限なし	・メディア授業の有効活用	・メディア授業主体	・メディア授業が標準	・メディア授業のみ	・実施可能なメディア授業のみ	
	実習・実験・演習		・特に制限なし	・実施可 ・別に示す室定員の制限を遵守	・学部専門科目及び大学院の科目は可 ・上記以外は申請による許可 ・別に示す室定員の制限がある場合はその制限を遵守	・申請による許可 ・別に示す室定員の制限がある場合はその制限を遵守	・停止	・停止	※実施する場合は、要配慮者への対応を前提とする
研究	研究・実験作業	・特に制限なし	・実施可 ・自宅での研究活動も可	・新たに開始する実験の制限	・継続中の実験の中断処理のみ	・新型コロナウイルス研究以外の実験活動停止	・学内での実験活動停止		
	ゼミ等	・特に制限なし	・実施可 ・別に示す室定員の制限を遵守	・オンラインを推奨するが、別に示す室定員の制限を遵守した上で対面式も可	・オンラインのみ	・オンラインのみ	・実施可能なオンラインのみ	※実施する場合は、要配慮者への対応を前提とする	
	フィールドワーク	・特に制限なし	・行政による移動制限等を考慮	・行政の自粛要請に従う	・行政の自粛要請に従う	・停止	・停止		
事務	テレワーク等	・特に制限なし	・テレワーク30%程度	・テレワーク50%程度	・テレワーク70%程度	・危機管理要員と施設維持要員のみ入校	・施設維持のための最低限の要員の短時間入校		
	時差出勤	・特に制限なし	・推奨	・推奨	・積極的利用	・積極的利用	・積極的利用		
会議・イベント	会議	対面式	・特に制限なし	・別に示す室定員の制限を遵守	・別に示す室定員の制限を遵守 ・陪席を含め概ね100名以下	・別に示す室定員の制限を遵守 ・陪席を含め20名以下 ・危機管理系会議は20名超可 ・入試委員会等特殊会議は申請による許可制で20名超可	・別に示す室定員の制限を遵守 ・危機管理系会議のみ可	・停止	※実施する場合は、要配慮者への対応を前提とする
		イベント	主催	・特に制限なし	・全国の蔓延状況や行政による規制等を考慮（詳細は11月29日付通知を参照） ・別に示す室定員の制限がある場合は、その制限を遵守	・行政の自粛要請に従う	・行政の自粛要請に従う	・停止	・停止
	参加	・特に制限なし	・行政による移動制限等を考慮	・行政の自粛要請に従う	・行政の自粛要請に従う	・停止	・停止		
課外活動	通常活動	・感染防止措置を講じた上で活動可	・感染防止措置を講じた上で、3密を避けて活動可	・感染防止措置を講じた上で、感染リスクの低い活動のみ可	・感染防止措置を講じた上で、感染リスクの低い活動のみ可	・屋外での個人練習のみ可	・全面停止		
	イベント、試合、合宿等	・感染防止措置を講じた上で実施可	・感染防止措置を講じた上で、3密を避けて実施可 ・行政による移動制限等を考慮	・宿泊を伴うイベント、試合は原則停止（協会、連盟等が主催するもの等で、宿泊が避けられない場合は個別に判断する） ・行政による移動制限等を考慮	・宿泊を伴うイベント、試合は停止 ・行政の自粛要請に従う	・イベント、試合は原則停止（協会、連盟等が主催するもので参加が避けられない場合は個別に判断する） ・合宿は停止	・全面停止	※各団体には予め、左記に基づき活動内容をレベル分けした活動ガイドラインの策定を求める ※活動する場合は、要配慮者への対応を前提とする	
	飲食を伴う会合	・感染防止措置を講じた上で実施可	・感染防止措置を講じた上で、少人数・短時間のみ実施可	・禁止	・禁止	・禁止	・禁止		
学外者の入校			・特に制限なし	・不要不急の入校自粛の要請	・不要不急の入校自粛を強く要請	・大学からの要請以外の原則入校禁止	・大学からの要請以外の入校禁止	・全面禁止	